

平成 27 年 12 月 7 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

プラスチック容器事業部

(改定日：平成 27 年 12 月 7 日)

## 入札における上限値の設定/適用について

プラスチック製容器包装再商品化に関する入札では、昨年と同様に上限値の設定を行い、入札選定に当たって**入札金額が上限値を超える額のフダは選定から除外**する。

上限値は優先札、および全手法の一般札に適用する。

### 1. 入札金額の**上限値設定**について

- 上限値の設定は、入札額に対する異常値の排除が目的である。
- 上限値は全保管場所の落札者が決定した時点で公表する。

### 2. 平成 28 年度 再生処理コスト基準について

**再生処理コスト基準（再生処理費用－再商品化製品売却額）**

**優先された材料リサイクルによるもの： 42.7 千円/トン（消費税抜き）**

注)「平成 28 年度 再生処理コスト基準」は、H27 年度落札データの分析や事業者へのアンケート調査等を実施し、算定したものである。この内、最高となった「優先された材料リサイクル」の値を参考として上記に示した。

### 3. 平成 28 年度 輸送コスト基準について

**輸送コスト基準： 9.0 千円/トン（消費税抜き）**  
**(ベール+再商品化製品輸送費)**

- (1) ベール輸送費及び再商品化製品輸送費については、入札書で事業者が提示した運賃をもとに、四分位範囲法を用いて分析した。なお、本数値の確からしさについては、再生処理コスト基準と同様、再生処理事業者、輸送事業者ヒアリングを実施して検証した。
- (2) なお、ペレット等はベール 100 に対し 50 生産されるものとし、この量比、及び積載可能量の違い等を考慮した輸送費をベール輸送費に加算して算定した。

※なお、環境負荷低減のためには、輸送距離の抑制も重要であり、コスト算定に関してはこの観点からの考察・検証も行っている。

#### 4. 上限値の適用に対する例外措置

以下のような理由で輸送費が高額となる場合は特例として考慮する。

- ・自治体（保管施設）の立地により輸送手段等が限定される場合
- ・ペール引取り経路の道幅が狭く10ト車以上のトラックが使えない場合
- ・自治体保管施設の申し込み量が極端に小さい（概ね10ト程度）場合
- ・その他、自治体（保管施設）の都合により荷役方法等が限定される場合

#### 5. 上限値設定/適用に係わる公正性の確保について

- (1) 落札結果の公表（ホームページ）を継続実施する。
- (2) 上限値は全保管場所の落札者が決定した時点で公表（ホームページ）する。
- (3) 「特別監査人」（弁護士等）を依頼し、以下の監査を実施、その結果を公表する。
  - ① 上限値は開札前に設定されており、監査人はその提示を受けたこと
  - ② 落札後、上限値を上回る入札フダのリストを確認し、設定通りであること

以上